



出張報告書

2026年 5月/2日

尼崎市議会議長 様

会 派 名 市民グリーンクラブ

代表者氏名 明見孝一郎

出張者氏名 迫田 敬一

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 2026年 5月 7日から 2026年 5月 7日まで

2 結果の概要

用務先 金沢市	報告事項 (この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付) 1 児童相談所について
添付書類 <input checked="" type="checkbox"/> 出張報告書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	備 考

3 届出事項の変更等 なし あり (内容は裏面に記載)

旅 費 の 清 算

精算額は、2026年 4月 8日届け出た額 (18,960円) と同一額である。

届出事項の変更等により、別途清算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

	月	日	日	日	日	日	日
発着地	前						
	後						
経 路	前						
	後						
用務先	前						
	後						
宿泊先	前						
	後						

視察日 令和8年5月7日(木)

視察者 市民グリーンクラブ(会派)

迫田 敬一

沿革

* 平成15年7月

教育と福祉の連携を目的として、教育プラザ富樫内に「こども相談センター」を設立。

教育・保育全般の相談部門、幼児相談室、適応指導教室などを統合した「相談センター」が誕生した。

* 平成18年4月

中核市として初めて横須賀市と同時に児童相談所を設置。

多様化する相談ニーズに対応するため、児童相談所を統合した「こども総合相談センター」として改編した。

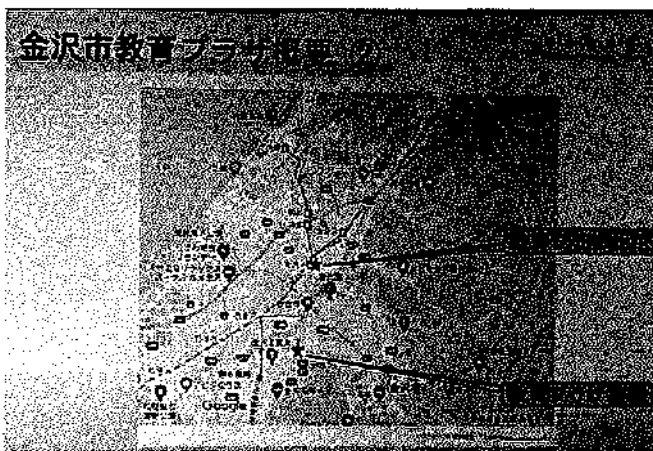
* 平成21年4月

児童相談所に一時保護所を開設し、相談体制を充実。

教育相談部門は教育委員会所管の研修相談センター(現・学校教育センター)へ移管し、教育プラザ富樫として一体的な支援を実施した。

* 平成25年12月

教育プラザ富樫は、新設された教育プラザ此花と併せて教育プラザへ機構改革され、相談支援体制を強化した。



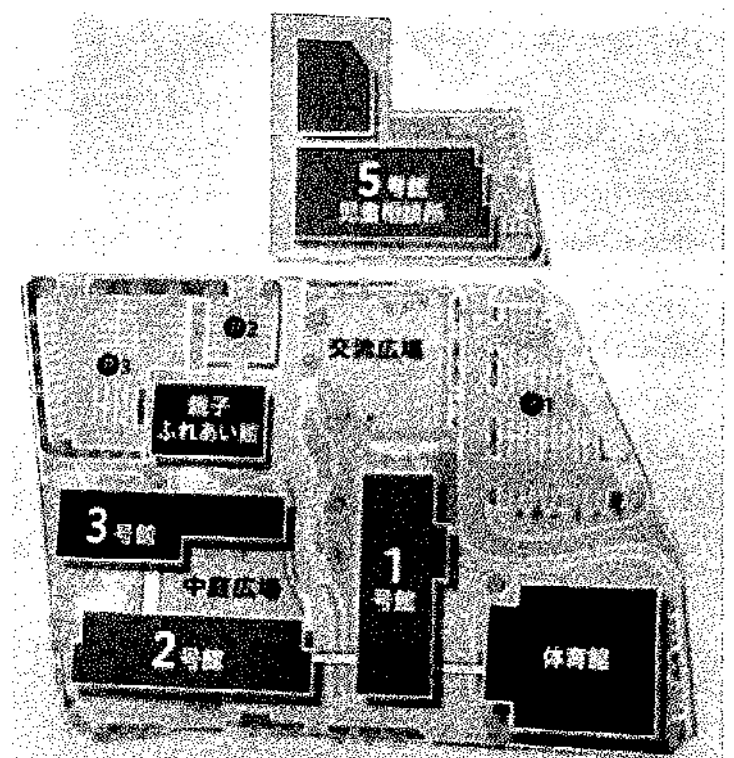
立地

市内全域へ自動車でも1時間以内に到達可能であり、ほとんどの地域へ30分程度で訪問・調査が可能な立地となっている。

児童相談所設置の背景

児童相談所設置までに、金沢市では以下の少子化対策・児童福祉施策を実施していた事業。

1. 保育所待機児童ゼロの実現
2. 乳児保育や夜間保育など、質・量ともに充実した保育体制
3. ファミリーサポートセンターやショートステイ施設の整備
4. 地域子育てサロンの開催
5. コミュニティ主導による福祉活動の歴史
6. 市内に4カ所の児童養護施設を整備



これらの施策により、可能な限りの子育て支援を実施していたが、唯一実現できていなかったのが児童相談所の設置であった。

また、地方分権の観点から、市が権限を持つことで、市民福祉の向上につながるとの考えのもと設置に至った。

相談体制

こども相談センター（児童相談所）受付時間：平日 9:00～17:45

主な相談内容

① 養育相談

- * 保護者の病気、死亡、家出、離婚などにより、こどもの養育が困難となった場合の相談
- * こどもへの虐待に関する相談
- * 里親希望者への相談対応

② 非行等に関する相談

非行や家庭内暴力などについて相談を受け、必要に応じて学校や警察など関係機関と連携しながら対応している。

③ ヤングケアラーに関する相談 令和2年度より設置。

本来は大人が担うことを想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の児童に関する相談に応じている。

④ 虐待通報（24時間対応）

こどもの虐待に関する通報を24時間受け付けている。

金沢市が児童相談所を設置したメリット

1. 児童虐待等への迅速な対応が可能
 2. 要保護児童への支援を最後まで責任を持って実施できる
- * 管轄区域が市内に限定されており、機動力が高い
 - * 「都道府県と市町村」「政令市と区」のような二重構造がなく、市民に最も身近な相談機関として機能している
 - * 福祉健康センター、保育所、学校、病院などが同一自治体内の機関であり、密接な連携が可能
 - * 独自の地域コミュニティにより、地域全体での見守り活動が期待できる

児童相談所における人材確保・育成

開設時の取組

- * 平成9年より、職務経験者枠として社会福祉士資格保有者を継続的に行政職として採用
- * 業務移管にあたり、児童福祉司候補者3名を県へ派遣し、引継ぎを兼ねた実地研修を実施
- * 開設当初の2年間は、石川県から経験豊富な児童福祉司の派遣を受けた
- * 開設時には児童福祉司スーパーバイザーの配置が必要

現在の取組

- * 社会福祉士や公認心理師などの資格保有者を継続的に採用
- * 児童相談所設置予定自治体から、平成30年度から令和4年度までの間に計8名の職員を受け入れ（荒川区、板橋区、高崎市）
- * 人材の確保・育成は継続的な課題

一時保護所での「子どもアドボカシー」

子どもの「最善の利益」を守る。子どもの声をきちんと聴く。子ども自身が意思決定に参加できるよう支援するため、アドボケイトを配置し、子どもの意見がいつでも表明できるよう意見箱が常設されている。

視察から得たこと

- * 児童福祉司スーパーバイザーだけでなく、職員同士が日常的に情報共有や助言を行い、互いに支え合いながら専門性を高めている点が強調されていた。
 - * 情報発信については、地域コミュニティとの連携やショッピングモールでのイベント開催など、地域に根差した取組が行われていた。
 - * 中核市として20年にわたり児童相談所を運営してきた経験が、職員間で着実に継承されていると感じた。
 - * 一方で、管轄が1カ所のみであることから、人事異動先が児童相談所以外となり、専門性の継続や人材育成の面で課題があることも示された。また、福祉関係の部署では児童相談所での経験がいかされ連携にも対応できた。20年経ち開設当初の職員が児童相談所へ移動してきている。
- *一時保護所での「子どもアドボカシー」を重要と考え意見箱など、非言語な方法を持ち入れられていた。